

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成26年7月8日（平成26年（行情）諮問第344号）

答申日：平成29年2月15日（平成28年度（行情）答申第727号）

事件名：原子力損害賠償紛争解決センターの会議・会合の議事録等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年5月2日付け26受文科開第215号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 原処分の通知において、請求文書1及び請求文書3の行政文書について該当する会議が総括委員会であるとしているが、特定職員が出席した会議や会合が総括委員会のみであるとは到底考えられず、分けて取り扱われるべきと考える。

イ 文書1について原処分の通知書では、議事録及び議事概要を公にすることが「委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」としている。しかし、総括委員は原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）において指名された委員長及び委員の3名によって構成され、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）の和解仲介手続を総括するものであり、総括委員会は事件ごとの仲介委員の指名、仲介委員が実施する

業務の総括，和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃を行うものであり，そこでの意見交換や意思決定がどのように行われているかは，紛争解決センターに和解の仲介の申立てを行っている者や，申立てを検討する者に限らず，大きな原子力事故災害を経験した国民にとって重要な情報であると考え。とりわけ，総括委員会によって決定される「総括基準」は，紛争審査会による指針と並び，東京電力（以下「事業者」という。）に対して賠償請求を行う者にとって重要基準となっている。紛争審査会は，その議事が公開されている一方，総括委員会の議事が公開されないのも不当であると考え。

ウ また，原処分のお知らせにおいて文書1について，「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることとなる情報があること，個人の権利利益を害するおそれ，法人等の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ，和解仲介手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとしている。和解仲介手続が非公開で行われていることは理解している。しかし，そのことをもって全面的に文書を不開示とする理由には当たらないと考える。処分庁が懸念する部分だけを不開示とする方法もあったはずであり，原処分は殊更に議事の内容を隠そうとする意図があるように考える。また，議事の内容を公開することが，和解仲介手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということも，具体的にどのような支障があるか想定できず，殊更に議事の内容を隠そうとしている意図があるように考える。

エ 原処分のお知らせにおいて文書2は，「法人その他の団体に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としている。該当する行政文書の報道機関には，特定新聞社が含まれていることを，原子力損害賠償紛争和解仲介室（以下「和解仲介室」という。）は認めているが，特定新聞社に対して和解仲介室から開示することについての問い合わせは行われておらず，原処分の判断に至った理由とはならない。また，和解仲介室の説明によると，報道機関には特定新聞社以外も含まれており，その者が開示されることについて同意しなかった場合であっても，その者の名称のみを不開示にすることで開示できるものとする。

オ 原処分のお知らせにおいて文書2は，「国の機関の内部における検討に関する情報であって，公にすることにより率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあること，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。しかしながら，文書2の行政文書は，特定新聞社を含む報道機関からの取材への対応に関して，指示を行ったものであり，原処分の理由とはならないと考える。

カ よって原処分を取り消し，開示すべきである旨の決定を求める。

(2) 意見書

ア 請求文書 1 及び請求文書 3 を同一の文書を指すと判断している点について

文部科学省の理由説明書は、請求文書 1 及び請求文書 3 の請求に関して、紛争解決センターで行われる会議・会合として「総括委員会」以外に、「和解仲介室会議、業務ライン会議と称するもの等がある」との説明があった。また、総括委員会以外では「議事概要等を作成していない」との説明がされた。

請求文書 1 において請求した特定職員が出席した会議・会合が、「総括委員会」以外には、「和解仲介室会議」「業務ライン会議」のみであるのか分からない。理由説明書には「称するもの等がある」と書かれており、他にも会議・会合があったと読める。他にどのような会議・会合があつて、議事録及び議事概要が作成されていないことを確認したか不明であり、請求文書 1 及び請求文書 3 を同一の文書を指すことになった根拠が不明確である。

イ 文書 1 (請求文書 3) を不開示とした点について

(ア) 文部科学省は理由説明書において、「総括委員会は、個別事件の内容、手続、処理に関するものをはじめ、事件当事者等関係者の利害に影響する機微な情報を扱うことから、議事が非公開とされている」としている。その根拠としては、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立ての処理等に関する要領（以下「要領」という。）4 条及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（以下「業務規程」という。）30 条 1 項に求めているが、要領及び業務規程には直接、総括委員会を非公開とする記載はない。

なお、総括委員会の一部業務において、「和解仲介業務における個別事件の内容、手続、処理に関するものをはじめ、事件当事者等関係者の利害に影響する機微な情報」を扱っていることは理解できる。しかし、総括委員会では、それらの業務のみを行っているわけではない。総括委員会は「特定会社の対応に問題のある事例の公表」や「総括基準」の策定も行っているものであり、全面的に不開示とすることは妥当ではない。

(イ) 文部科学省は、文書 1 (請求文書 3) について、法 5 条 5 号に該当すると主張するが、議事概要を全面的に不開示とする理由とはならない。

文部科学省は、文書 1 (請求文書 3) について、法 5 条 1 号に該当すると主張している。調査官の氏名について公表できない理由の一つとして、「調査官は仲介委員の補助者であり自らの職責で業務を遂行する立場にない」ことを挙げている。文部科学省は特定新聞

社による別の行政文書開示請求に対して、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条で文部科学大臣によって任命される特別委員たる仲介委員の名前さえも公表していない。調査官が補助者であるため公表できないとの理由は失当である。

文部科学省は、文書1（請求文書3）について、法5条2号に該当すると主張するが、先に述べた通り、議事概要を全面的に不開示とする理由とはならない。

文部科学省は、文書1（請求文書3）について、法5条6号に該当すると主張するが、先に述べた通り、議事概要を全面的に不開示とする理由にならない。

ウ 文書2を不開示とした点について

文部科学省は法5条2号イに該当すると主張するが、文書を全面的に不開示とする理由にならない。特定の法人や個人名について部分的に不開示とすれば事足りることである。

文部科学省は法5条5号に該当すると主張するが、メールを「国の機関の内部における検討」とするのは適当ではないことは明白である。文部科学省は、文書が「方針伝達の体裁」になっていることを認めているものであり、不開示とする理由の濫用である。

文部科学省は法5条6号に該当すると主張するが、請求している文書は個別のメールを特定したものであり申立人との信頼関係を持ち出すことは不適當であり、全面的な不開示の理由に当たらない。

エ まとめ

文部科学省の主張は、請求文書1ないし請求文書3について全面的に不開示とする理由とはなっていない。主張する内容について考慮した場合であっても、個人や法人名、具体的な和解仲介の内容などについて配慮すれば対処できるにもかかわらず、全面的に不開示とした判断は法5条の濫用であり、法1条の目的を逸脱している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件請求文書（請求文書1ないし請求文書3）につき、いずれも法5条の不開示情報に該当することから不開示としたところ、異議申立人から、同一のものと判断した請求文書1及び請求文書3（文書1）を分けて取り扱った上で、本件対象文書全ての開示を求める旨の異議申立てがされたものである。

2 文書の特定及び不開示情報該当性について

（1）請求文書1及び請求文書3の特定について

特定職員前室長が出席していた会議・会合に該当し得るものとしては、まず、総括委員会がある。この会議は、和解の仲介の手続を円滑かつ効

率的に遂行するため和解の仲介の手続を総括することを目的として設置されているものであり、和解仲介室が庶務を担っている（要領1条1項及び7条）。総括委員会の議事の記録については、議事概要が作成されている。

この外、紛争解決センターで行われる会議・会合として、和解仲介室会議、業務ライン会議と称するもの等がある。これらは、和解仲介室内の出席者間の情報共有や意見交換、室内の諸連絡、扱っている事案を取り上げての勉強等を行う打合せの場であり、議事について記録を残す性格のものではなく、議事概要等を作成していない。

すなわち、議事の記録を残す必要があり、実際に議事概要が存在するのは総括委員会のみであることから、請求文書1及び請求文書3は同一の文書を指すことになるので、行政文書不開示決定通知書においても同一のものとして扱った。

(2) 請求文書1及び請求文書3（文書1）の法5条5号該当性について

上記（1）に述べた総括委員会の性質上、総括委員会は、個別事件の内容、手続、処理に関するものをはじめ、事件当事者等関係者の利害に影響する機微な情報も扱うことから、議事が非公開とされている（要領4条及び業務規程30条1項）。それにもかかわらず、議事概要が公開され得るとなれば、委員は未整理や検討中の考え方及び議論の一部のみに注目した不合理な圧力が加わることも懸念しつつ発言せざるを得なくなるため、委員会における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、仲介委員は総括委員会の求めに応じて、和解の仲介の状況について報告することとされている（要領3条4項）とともに、仲介委員は、和解案の作成に当たり総括委員会に助言を求めることができる（業務規程28条2項）こととされている。総括委員会の議事概要が公にされ得るとなれば、仲介委員は議事概要を公にすることを通して、申立人や特定会社等の当事者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすことをおそれ、対象事件に関する詳細な報告や率直な意見の陳述を控えることが容易に予想される。つまり、総括委員会の議事概要を公にした実績を持つことになった場合、総括委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

以上のように、請求文書1及び請求文書3（文書1）は法5条5号に該当する。

(3) 請求文書1及び請求文書3（文書1）の法5条1号該当性について

請求文書1及び請求文書3（文書1）には、仲介委員の業務を補助するために紛争解決センターの和解仲介室に非常勤職員として勤務している調査官の氏名が記載されている。仲介委員の補助者である調査官の氏

名については、個人を識別する情報であること、氏名を公にする慣行や予定がないこと、調査官は仲介委員の補助者であり自らの職責で業務を遂行する立場にないことから、法5条1号に該当する。

なお、異議申立人の主張するとおり請求文書1及び請求文書3（文書1）の一部が、法5条1号に該当することは、文書の全てを不開示する理由ではない。

(4) 請求文書1及び請求文書3（文書1）の法5条2号該当性について

上記（1）及び（2）で述べたとおり、総括委員会は、和解の仲介の手續を総括し、必要に応じて個別事件の内容、手續、処理に関する情報を扱う。そして、和解手續は原則非公開であり、この条件の下で事件当事者等関係者は、通例として公にしない様々な情報を提出している。総括委員会においては、（2）で述べた上記和解仲介の状況についての報告や仲介委員からの助言の求めに係る場合を含め、当該個別事件に関する情報を得て意見交換等を行うことがある。それにもかかわらず、このような、通常は当該法人又は個人が公にしない情報の一部又は全部が、総括委員会の議事概要を通じて公になれば、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、請求文書1及び請求文書3（文書1）には、法5条2号イに該当する部分がある。

(5) 請求文書1及び請求文書3（文書1）の法5条6号該当性について

総括委員会が総括するのは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省に設置された紛争審査会が実施する和解仲介業務であり、当委員会の議事概要は、国の機関の行う事務に関する情報に該当する。

和解仲介業務は、申立者と被申立者に利害対立がある時に発生するものであるから、自ずと外部から圧力や干渉を受けやすい業務であり、それらを扱う総括委員会においては、率直な意見交換ができる環境を確保することが重要である。また、中立公正な実施が厳に要請される和解の仲介業務を総括する総括委員会の性質上、その事務を適正に遂行するために、中立公正に議論ができる環境を整備することは必要不可欠な要件である。

しかしながら、総括委員会の議事概要を公にすることは、上記（2）で述べたように、外部に干渉の糸口を与え得るため、これにより委員の率直な意見交換が妨害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、紛争解決センターに求められている迅速かつ適切な和解仲介事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる。また、担当事件に関して仲介委員が十分な報告を控えることによって議論の質が低下し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも生じる。したがって、請求文書1及び請求文書3（文書1）は、法5条6号に該当する。

(6) 文書2の法5条2号イ該当性について

文書2は、紛争解決センターの和解仲介室に勤務する職員が、同室の非常勤職員である調査官に送信したメールであり、個別報道機関の記者による取材動向に関する情報を調査官等と共有した上で、紛争解決センターとして広報窓口を一元化するという従来からの方針を改めて周知したものである。

文書2には、調査官に対して取材の申入れをした記者の個人名、当該報道機関や記者による取材活動の状況や背景等が記載されている。これらを開示することは、すなわち、一般的に報道機関が重視する具体的な取材活動や取材源の秘匿を侵すことになりかねず、文書2を公にすることは、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

文書2について、異議申立人は、保護しようとする個人情報の保有者に確認がなかったことを指摘して開示を求めている。これに関して、文部科学省では、文書を公にすることが特定の法人や個人に不利益を及ぼすおそれの判断を当該法人の見解に委ねるのではなく、情報公開請求を受けた文部科学省自身で行った。その際、法は、請求者が当事者であるかどうかや請求目的を問わず何人に対しても同様に適用されることを考慮した。換言すれば、本件対象文書を開示すれば、他の報道機関からの請求に対しても同じように開示することになることを考慮し、例えば請求者を他の報道機関に置き換えた場合、文書2に記載されている報道機関の正当な利益が害されるおそれがあると判断した。

(7) 文書2の法5条5号該当性について

文書2は、国の機関である紛争解決センターの和解仲介室に勤務する職員から同室の非常勤職員である調査官に送信されたメールである。そして、メールの内容は、業務を効率的に実施するための情報共有と和解仲介室内の役割分担に関するものである。当然のことながらこのメールに対して受信者である調査官から意見があれば、その内容に応じて検討することは有り得たものであり、文書2は、組織としての全体的な意思形成あるいは共通理解醸成の一過程である。職責のある職員から事務補助者である非常勤職員に送られたため、文体が方針伝達の体裁になっており、「指示」であるとの異議申立人の見解もあるが、上記のような本メールの実質的な役割に鑑みると、法5条5号の「国の機関の内部における検討」と理解すべきメールである。

また、紛争解決センターがメールの公開を実施すれば、利害関係が存在することが前提の和解仲介を扱う紛争解決センターの業務の性質上、個々の職員に外部からの圧力を避けようとする意識が働くことは避けられず、今後の業務実施においてはメールを活用した率直な意見の交換が

難しくなる。従って、文書2は法5条5号に該当する。

(8) 文書2の法5条6号該当性について

紛争解決センターの行う和解仲介業務の性質上、特定の個人を識別できる情報、法人や事業者の利益に影響し得る情報も日常的に扱う。紛争解決センターにおける情報の保護は、申立人との信頼関係の大前提であり、紛争解決センターの業務に不可欠な要素である。文書2を公にすることは、こうした信頼関係に疑念を持たれる行為であり、被災者に申立てをちゅうちょさせることが懸念されるなど、業務の遂行に多大な支障を及ぼすおそれがある。

また、紛争解決センターが個別のメールを公開すれば、関係者間の利害関係の和解を仲介するという紛争解決センター業務の実施において、メールを活用した意思疎通について個々の職員が委縮することが容易に予想され、メールを活用した効率的な業務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上のように、文書2は法5条6号に該当する。

3 原処分当たりの考え方

請求文書1について、異議申立人は、特定職員が出席した会議・会合が総括委員会のみであるとは到底考えられないとしているが、上記2(1)のとおり、「紛争解決センターで、特定職員(前和解仲介室長)が出席した会議・会合の議事録及び議事概要を記載した文書」の対象となる会議・会合は総括委員会のみであり、請求文書1は、総括委員会の議事概要に限られる。

なお、本件に関する申立人の問合せに対し、紛争解決センターの和解仲介室は、業務遂行にあたって室長と職員の打合せが日常的に行われていることを回答した。このような日々の打合せは、議事録や議事概要を作成する性格のものではないため、請求文書1の対象にはならない。

請求文書1及び請求文書3(文書1)について、異議申立人は、総括委員会の議事の情報的重要性に鑑みて、議事概要の開示を求めている。重要性自体を否定するものではないが、国の機関内部の審議・検討における率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保する環境を確保し、個人の権利利害を保護し、法人等や個人事業者の正当な利益を保護し、国民の間の不当な混乱や特定の者に利害を及ぼすおそれを回避し、紛争解決センター業務の適正な遂行を維持する必要があるため、原処分どおりの決定を行ったものである。

文書2について、異議申立人は、保護しようとする個人情報の保有者に確認がなかったこと及び組織内部での指示であるとして、法5条の「国の機関の内部における検討に関する情報」に該当しないと理解に基づき、開示を求めている。文部科学省は、法が、請求者が当事者であるかどうか

や請求目的を問わず何人に対しても同様に適用されることも考慮した上で、文書を公にすることが特定の法人や個人に不利益を及ぼすおそれについて、当該法人の見解に委ねるのではなく、情報公開請求を受けた文部科学省自身で判断した。また、文書2は、組織における意思決定の一過程のものであり、意見があればその内容に応じて再考することが十分あり得ることから、検討と位置付けることが適当である。文書2について、法人等の正当な利益を保護し、国の機関である紛争解決センター内で率直に意見交換のできる環境を維持し、事務の適正な遂行を確保するため、原処分どおりの決定を行ったものである。なお、異議申立ての理由に記載されている「報道機関には特定新聞社以外も含まれており」の部分は誤解であり、当室からは、「記載されている個人情報には特定新聞社だけではない。他にもある。具体名は示せない。」とお答えしたものである。

＜参考＞

原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領

第1条 審査会に、和解の仲介の手続を円滑かつ効率的に遂行するため、和解の仲介の手続を総括する委員会（以下「総括委員会」という。）を設置する。

（第2項～第5項 略）

第3条 （第1項～第3項 略）

4 仲介委員は、総括委員会の求めがある場合には、すみやかに和解の仲介の状況について報告するものとする。

第4条 和解の仲介の手続は、公開しないものとする。ただし、総括委員会の定めるところにより、当事者が同意し、仲介委員が相当と認める場合は、和解の仲介の手続を公開することができる。

（第2項 略）

第7条 審査会が行う和解の仲介の手続の庶務は、文部科学省研究開発局原子力課原子力損害賠償紛争和解仲介室において処理する。

原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程

第28条 （第1項 略）

2 仲介委員は、和解案の作成に当たり、総括委員会に助言を求めることができる。

（第3項～第5項 略）

第30条 和解仲介手続は、公開しないものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、仲介委員は、和解仲介手続の全部又は一部を公開することができるものとする。

一 当事者双方が同意したとき。

二 仲介委員が、事案の性質上、和解仲介手続を公開する意義があり、かつ、和解仲介手続の進行に支障がないものとして公開を相当と認めたとき。

(第2項 略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年7月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年8月1日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成27年11月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成28年11月17日 審議
- ⑦ 平成29年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書1及び請求文書3に該当するものとして別紙の2に掲げる文書1を特定し、請求文書2に該当するものとして別紙の2に掲げる文書2を特定し、いずれもその全部を法5条1号、2号、5号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、請求文書1の対象として特定すべき文書が特定されておらず、その全部を不開示とした本件対象文書は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書1の対象として請求文書3と同一の文書1を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 紛争解決センターは、原子力事故により被害を受けた方の事業者に対する損害賠償請求に関する紛争についての和解の仲介の手続を行うことを目的とする公的な紛争解決機関であり、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令等に基づき、紛争審査会の下に設置されている。

紛争解決センターの職員は、文部科学省の外、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家等によって構成されており、被害者の申立てにより、弁護士である仲介委員が原子力損害の賠償に係る紛

争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指している。

また、総括委員会は、紛争審査会の会長により指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介の手続を総括しているものである。

イ 特定職員は、総括委員会以外にも和解仲介室会議及び和解仲介室における打合せ等（以下、併せて「会議等」という。）に出席していたが、特定職員が出席していた総括委員会以外の会議等では、議事録及び議事概要を作成する慣例や規定はなく、文部科学省では会議等の議事録及び議事概要を作成しておらず保有していない。

ウ 一方、総括委員会では、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（以下「運営規程」という。）8条「総括委員会の会議の終了後、仲介室において議事の概要を作成し、保存するものとする。」の規定に基づき、議事概要を作成している。

以上のことから、原処分においては、請求文書1の対象として請求文書3と同一の文書1を特定した。

エ 諮問後、念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を再度探索したが、請求文書1の対象となる文書は文書1以外に確認できなかった。

オ 以上のことから、請求文書1に該当する文書は、文書1以外に存在せず、請求文書1に該当する文書として文書1を特定したことは、妥当であると考えられる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、文部科学省において、文書1の外に、請求文書1の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書1を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該文書は、会議名、日時、場所、出席者、議題、決議事項、報告事項及び備考の各欄によって構成されており、各欄には該当する事項がそれぞれ記載されている。

(イ) 各欄には、和解仲介の手続の情報が記載されており、要領4条「和解の仲介の手続は、公開しない。」及び業務規程30条1項「和解仲介手続は、公開しないものとする。」の規定により、和解仲介の手続の情報を公にしないこと、さらに運営規程4条によって

「総括委員会の会議は、公開しない。」と規定されていること等を踏まえ、原処分においては、当該文書全体を法5条1号、2号、5号及び6号に該当するとして不開示としたところである。

(ウ) しかしながら、総括委員会の審議に関する情報は、国民の関心が非常に高いこと等を勘案し、原処分における不開示決定の後、特に事業者の福島第1及び第2原子力発電所事故（以下「原子力事故」という。）により被害を受けた和解仲介の手續の申立人（以下「申立人」という。）に係る情報が公になることがないように、また、和解仲介手續に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないように注意を払った上で、総括委員会の議事の一部や和解契約書の例等をホームページにおいて公表することにしたことから、原処分を見直し、当該文書に記載されている情報のうち、会議名、日時、場所、出席者の各欄については、その全てを開示することとし、また、議題、決議事項、報告事項及び備考の各欄については、別表の2欄に掲げる部分以外の部分は開示することとする。

(エ) 別表の2欄に掲げる部分に記載されている情報は、いずれも公にしたことがない情報であり、それぞれ3欄に掲げる不開示条項に該当するため、以下の理由により、引き続き不開示を維持することとする。

a 紛争解決センターは、原子力損害賠償紛争解決センター組織規程1条に基づき、総括委員会、パネル（仲介委員による単独又は合議体の和解の仲介の手續の実施主体）及び和解仲介室によって構成される組織が有機的連携の下に紛争審査会の和解の仲介に係る業務を遂行するものである。

b 総括委員会は、要領1条に基づき、「和解の仲介の手續を円滑かつ効率的に遂行するため、和解の仲介の手續を総括する委員会」として紛争審査会に設置しているものであり、決議事項は運営規程6条において「紛争解決センターが行う和解の仲介の手續に関する規則の制定及び改廃に関する事項」等と規定されている。

c 原子力事故に関しては、紛争審査会が定めた中間指針において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目や範囲が示されているところ、紛争解決センターが行う和解仲介手續では、当事者双方（申立人及び事業者）の主張等を踏まえ、申立人の個別の事情を検討して、中間指針等に則った和解案を提示し、双方の合意（和解契約の成立）による円滑、迅速かつ公正な解決を目指しており、裁判所に訴訟を提起するなどの方法に比べ、和解仲介手續は、あらかじめ定められた厳格な手續によるのではなく、申立人の個別の実情に応じて、経験則を活用して、迅速に柔軟な

手続をとることが可能であり、それによって解決までの期間も訴訟手続に比べ短くなっていることに特徴を有している。

d 和解仲介手続は、上記のとおり個別の事情を踏まえた対応が必要なことから、総括委員会においても、常に、和解仲介手続における諸課題等を的確に議論・情報共有し、多種多様な検討・改善を行うことが、申立人の負担軽減や円滑、迅速かつ公正な解決につながり、適切な賠償の実現に資すると考えている。

e 別表の2欄に掲げる部分に記載されている申立人に関する情報は法5条1号に該当し、個別の和解仲介手続に関連する法人等（以下「関連法人」という。）の情報を公にすると関連法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから同条2号に該当する。

申立人（法5条1号）及び関連法人（同条2号）の情報を公にすることになれば申立人及び関連法人は、和解仲介手続による解決を希望しているとしても自己の情報が公になることを恐れて和解仲介手続による解決を望まなくなるおそれがあり、また、総括委員会における出席者の発言に関する情報を公にすると、今後、出席者は発言をちゅうちょし、総括委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（同条5号）があるとともに、和解仲介手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条6号）があり、ひいては、紛争解決センターにおける円滑、迅速かつ公正な解決が困難になるなどして、当事者（申立人、関連法人及び事業者）の負担増につながるおそれがある。

f 以上のことから別表の2欄に掲げる部分については、不開示を維持する。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

（ア）諮問庁は、総括委員会の会議が非公開であること等を理由に原処分において文書1の全部を不開示とした旨説明するが、会議が非公開であることと議事録を法に基づき開示するかどうかは別問題である。諮問庁が新たに開示するとした文書1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の部分を当審査会において見分したところ、会議名、日時、場所等の定型的な情報や和解仲介手続全般の情報が記載されているのみで、個別の和解仲介手続に関する具体的な情報は記載されていないから、元々法5条1号、2号、5号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）諮問庁は、文書1のうち別表2欄に掲げる部分は、上記ア（エ）の理由により不開示を維持する旨説明するので、当審査会において、

別表の2欄に掲げる部分を見分したところ、上記ア（エ）eにおいて諮問庁が説明するとおり、申立人、関連法人、事業者又は出席者の発言に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

別表の2欄に掲げる部分を公にすると、申立人及び関連法人が和解仲介手続による解決を望まなくなったり、今後、出席者が発言をちゅうちょし、総括委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなど、和解仲介手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、紛争解決センターにおける円滑、迅速かつ公正な解決が困難になるとする上記ア（エ）eの諮問庁の説明は否定し難い。

（ウ）したがって、文書1のうち別表の2欄に掲げる部分（別紙の3（1）に掲げる部分以外の部分）は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）文書2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該文書を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）文書2に記載されている情報について

当該文書は、特定年月日A及び特定年月日B（特定年月日Aの翌日）に調査官等へ送信された、特定報道機関からの取材への対応に関する電子メールであり、いずれの電子メールにも①送信元（送信者の役職名、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレス）、②宛先（受信者の氏名及びメールアドレス）、③日付（送信日時）（以下、①ないし③を併せて「不開示部分1」という。）、④件名並びに⑤メール本文（以下、④及び⑤を併せて「不開示部分2」という。）が記載されている。

（イ）不開示部分1について

当該部分を公にすると、今後、紛争解決センター職員が連絡や報告等を行うに当たり、電子メールの使用をちゅうちょするおそれがあり、電子メールを活用した効率的な業務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該部分には、公にしていない紛争解決センター職員のメールアドレスが記載されているため、公にすることにより、いたずらや偽計、標的型攻撃及びスパムメールの増加も考えられ、紛争解決センターの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、不開示部分1は、紛争解決センターの連絡や報告等

に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

(ウ) 不開示部分2について

当該部分には、取材の申入れを行った特定報道機関の名称、記者の氏名及び取材の着眼点に関する情報が記載されている外、国の機関の内部における検討事項が記載されている。

当該部分のうち特定報道機関に関する情報は、これが公になると、特定報道機関が重視する具体的な取材の着眼点や取材源の秘匿を侵すおそれがあり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

また、当該部分のうち国の機関の内部における検討事項に関する情報とは、紛争解決センターの内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であるが、これが公になると、今後、紛争解決センターの職員が検討事項の連絡や報告等に電子メールの使用をちゅうちょし、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや電子メールを活用した効率的な業務の実施に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、紛争解決センターの連絡や報告等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号にも該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

(ア) 当審査会において、文書2を見分したところ、上記ア(ア)において諮問庁が説明するとおりの情報が記載されていると認められる。

(イ) 不開示部分1について

a 当該部分のうち、送信者及び受信者のメールアドレスについては、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であることが認められ、これらを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され、紛争解決センターにおける事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

b その余の部分(別紙の3(2)に掲げる部分)については、メールのやり取りがあったことを示すにすぎない外形的な情報であり、メールの内容本体でもないことから、これらを公にしても、電子メールの使用をちゅうちょしたり、電子メールを活用した効率的な業務の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 不開示部分2について

a 当該部分には、取材の申入れを行った特定報道機関（名称、記者の氏名及び取材の着眼点）に関する情報が記載されている箇所があり、これらの情報は、公にすると特定報道機関が重視する具体的な取材の着眼点や取材源の秘匿を侵すおそれがあり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると
する上記ア（ウ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、これらの情報は、法5条2号イに該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b その余の部分（別紙の3（3）に掲げる部分）は、特定報道機関から取材申入れがあったことに伴う紛争解決センター内部の連絡事項であるものの、その内容は報道機関の取材申入れがあった事実及び一般的留意事項を関係職員に周知・連絡するものであり、そこに特定報道機関に関する情報及び特段秘匿すべき紛争解決センター内部における検討事項が記載されているとは認められず、法5条2号イ、5号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部を法5条1号、2号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は同条1号、2号、5号及び6号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

請求文書1 原子力損害賠償紛争解決センターで、特定職員（原子力損害賠償紛争和解仲介室長）が出席した会議・会合の議事録及び議事概要を記載した文書

請求文書2 原子力損害賠償紛争解決センターで、平成26年3月、報道機関から取材への対応に関して、調査官や仲介委員に送付した電子メールと、添付された文書

請求文書3 原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員会で、総括委員会が設置されてから平成26年3月31日までの議事の内容が分かる議事録及び議事概要を記載した文書

2 本件対象文書

文書1 総括委員会議事概要（第1回ないし第59回）

文書2 原子力損害賠償紛争解決センターで、平成26年3月報道機関からの取材への対応に関して、調査官等へ送信された電子メール2通

3 開示すべき部分

(1) 文書1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の部分

(2) 文書2の不開示部分1のうちメールアドレス以外の部分

(3) 文書2の不開示部分2のうち以下ア及びイ以外の部分

ア 特定報道機関の名称及び記者の氏名

イ 特定年月日Aの電子メールの10行目ないし18行目

(注) 行数については、空白行及び罫線のみが行がある場合は、当該空白行等は行数に数えない。

別表（文書1のうち、諮問庁が不開示を維持すべきであるとしている部分）

1 No.	2 不開示箇所	3 原処分における不開示理由
1	2 頁目 1 2 行目ないし 2 3 行目	法 5 条 5 号及び 6 号
2	6 頁目 2 5 行目ないし 7 頁目 1 行目	法 5 条 1 号, 5 号及び 6 号
3	7 頁目 3 行目ないし 5 行目	同上
4	7 頁目 1 5 行目ないし 8 頁目 2 行目	法 5 条 5 号及び 6 号
5	1 0 頁目 2 行目 2 0 文字目ないし 7 行目	同上
6	1 0 頁目 9 行目ないし 1 7 行目	同上
7	1 0 頁目 2 6 行目ないし 1 1 頁目 2 行目	法 5 条 2 号, 5 号及び 6 号
8	1 1 頁目 2 6 行目の全て	法 5 条 5 号及び 6 号
9	1 3 頁目 1 1 行目ないし 2 0 行目	同上
1 0	1 5 頁目 2 1 行目ないし 1 6 頁目 7 行目	同上
1 1	1 6 頁目 9 行目ないし 1 8 行目	同上
1 2	1 6 頁目 2 0 行目ないし 1 7 頁目 6 行目	同上
1 3	1 8 頁目 2 行目の全て	同上
1 4	1 9 頁目 2 4 行目ないし 2 0 頁目 1 3 行目	同上
1 5	2 0 頁目 2 0 行目ないし 2 1 頁目 1 0 行目	同上
1 6	2 2 頁目 2 0 行目ないし 2 3 頁目 9 行目	同上
1 7	2 3 頁目 2 3 行目ないし 2 4 頁目 1 1 行目	同上
1 8	2 4 頁目 2 4 行目ないし 2 5 頁目 3 行目	同上
1 9	2 6 頁目 1 9 行目ないし 2 7 頁目 6 行目	法 5 条 1 号, 5 号及び 6 号
2 0	2 7 頁目 1 6 行目ないし 2 6 行目	法 5 条 5 号及び 6 号
2 1	2 8 頁目 2 行目ないし 6 行目	同上
2 2	2 8 頁目 8 行目ないし 1 6 行目	法 5 条 1 号, 2 号, 5 号及び 6 号
2 3	2 9 頁目 1 4 行目 2 文字目ないし 末尾	法 5 条 1 号及び 6 号
2 4	2 9 頁目 1 5 行目 2 文字目ないし 1 7 行目	法 5 条 5 号及び 6 号
2 5	3 0 頁目 4 行目 4 文字目ないし 末尾	法 5 条 1 号及び 6 号
2 6	3 0 頁目 9 行目ないし 1 1 行目	法 5 条 1 号, 5 号及び 6 号
2 7	3 0 頁目 1 2 行目 4 文字目ないし 2 5 行目	法 5 条 5 号及び 6 号

28	31頁目7行目ないし10行目	同上
29	31頁目12行目ないし32頁目3行目	法5条2号, 5号及び6号
30	32頁目5行目ないし8行目	法5条1号, 5号及び6号
31	33頁目22行目ないし34頁目12行目	法5条5号及び6号
32	34頁目15行目ないし24行目	同上
33	35頁目4行目ないし7行目	法5条1号, 5号及び6号
34	35頁目15行目ないし17行目	法5条5号及び6号
35	36頁目3行目ないし6行目	法5条2号, 5号及び6号
36	38頁目1行目ないし3行目	法5条5号及び6号
37	38頁目13行目ないし20行目	同上
38	38頁目22行目ないし39頁目2行目	法5条2号, 5号及び6号
39	39頁目20行目ないし26行目	法5条5号及び6号
40	40頁目6行目の全て	同上
41	42頁目10行目ないし14行目	同上
42	42頁目26行目ないし43頁目15行目	同上
43	44頁目5行目ないし45頁目4行目	同上
44	45頁目9行目ないし46頁目16行目	同上
45	46頁目21行目ないし25行目	法5条2号, 5号及び6号
46	46頁目26行目ないし47頁目2行目	法5条5号及び6号
47	47頁目3行目ないし4行目	法5条2号, 5号及び6号
48	47頁目5行目ないし13行目	法5条5号及び6号
49	48頁目21行目ないし50頁目19行目	同上
50	51頁目3行目ないし19行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
51	51頁目21行目ないし52頁目7行目	法5条5号及び6号
52	52頁目9行目ないし24行目	法5条2号, 5号及び6号
53	53頁目7行目10文字目ないし末尾	同上
54	53頁目10行目8文字目ないし11行目	同上
55	53頁目12行目7文字目ないし13行目	同上

56	53頁目14行目10文字目ないし15行目	同上
57	54頁目18行目5文字目ないし末尾	法5条5号及び6号
58	55頁目3行目ないし57頁目16行目	同上
59	58頁目4行目ないし14行目	同上
60	58頁目24行目4文字目ないし60頁目10行目	法5条2号, 5号及び6号
61	60頁目12行目ないし19行目	法5条5号及び6号
62	60頁目21行目ないし61頁目4行目	法5条2号, 5号及び6号
63	61頁目6行目ないし15行目	法5条5号及び6号
64	62頁目16行目3文字目ないし末尾	同上
65	62頁目23行目ないし64頁目6行目	同上
66	64頁目18行目4文字目ないし65頁目1行目	同上
67	65頁目12行目ないし14行目	同上
68	65頁目25行目ないし66頁目1行目	同上
69	66頁目3行目ないし19行目	法5条2号, 5号及び6号
70	68頁目8行目26文字目ないし13行目12文字目	法5条5号及び6号
71	69頁目4行目ないし25行目	同上
72	70頁目1行目ないし7行目	同上
73	70頁目9行目ないし71頁目26行目	法5条2号, 5号及び6号
74	72頁目11行目ないし16行目	法5条5号及び6号
75	73頁目20行目ないし74頁目13行目	法5条2号, 5号及び6号
76	74頁目19行目ないし75頁目25行目	同上
77	76頁目1行目ないし77頁目23行目	同上
78	78頁目13行目ないし20行目	同上
79	79頁目7行目ないし10行目	同上
80	80頁目25行目ないし81頁目22行目	法5条5号及び6号
81	82頁目6行目ないし16行目	法5条2号, 5号及び6号
82	83頁目8行目ないし15行目	同上
83	83頁目19行目ないし22行目	同上

84	85頁目24行目ないし88頁目2行目	同上
85	88頁目8行目ないし19行目	同上
86	90頁目25行目ないし92頁目7行目	法5条5号及び6号
87	92頁目9行目ないし93頁目11行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
88	93頁目14行目ないし16行目	法5条5号及び6号
89	94頁目1行目ないし11行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
90	94頁目19行目ないし24行目	法5条5号及び6号
91	94頁目25行目ないし95頁目7行目	法5条2号, 5号及び6号
92	95頁目14行目ないし17行目	法5条5号及び6号
93	95頁目22行目ないし96頁目3行目	同上
94	98頁目26行目18文字目ないし100頁目6行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
95	100頁目22行目ないし101頁目4行目	法5条5号及び6号
96	102頁目5行目ないし11行目	同上
97	103頁目7行目ないし14行目	法5条2号, 5号及び6号
98	104頁目25行目ないし105頁目24行目	法5条5号及び6号
99	106頁目26行目12文字目ないし107頁目1行目29文字目	法5条2号, 5号及び6号
100	107頁目11行目ないし24行目	同上
101	107頁目26行目ないし108頁目24行目	法5条5号及び6号
102	110頁目17行目ないし111頁目16行目	法5条1号, 5号及び6号
103	112頁目1行目ないし22行目	法5条2号, 5号及び6号
104	112頁目23行目ないし115頁目23行目	同上
105	117頁目22行目ないし119頁目17行目	同上
106	119頁目19行目ないし121頁目8行目	同上

107	122頁目11行目ないし16行目	法5条5号及び6号
108	122頁目18行目ないし25行目	法5条2号, 5号及び6号
109	122頁目26行目ないし123頁目9行目	法5条5号及び6号
110	123頁目10行目ないし17行目	法5条2号, 5号及び6号
111	125頁目1行目ないし126頁目14行目	法5条5号及び6号
112	126頁目25行目ないし127頁目4行目	同上
113	127頁目17行目ないし128頁目4行目	法5条2号, 5号及び6号
114	128頁目5行目ないし7行目	法5条5号及び6号
115	128頁目12行目の全て	同上
116	129頁目25行目ないし131頁目20行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
117	132頁目5行目ないし10行目	法5条5号及び6号
118	132頁目11行目ないし14行目	法5条2号, 5号及び6号
119	134頁目15行目3文字目ないし末尾	法5条5号及び6号
120	134頁目22行目4文字目ないし136頁目11行目	同上
121	138頁目6行目ないし11行目	法5条2号, 5号及び6号
122	138頁目23行目ないし26行目	同上
123	139頁目4行目の全て	法5条5号及び6号
124	140頁目20行目ないし141頁目14行目	同上
125	141頁目16行目ないし142頁目15行目	法5条2号, 5号及び6号
126	143頁目16行目ないし17行目	法5条5号及び6号
127	144頁目5行目ないし6行目	法5条2号, 5号及び6号
128	145頁目19行目ないし146頁目8行目	同上
129	146頁目10行目ないし147頁目11	同上

	行目	
130	148頁目9行目ないし149頁目22行目	同上
131	149頁目23行目ないし150頁目9行目	法5条5号及び6号
132	150頁目10行目ないし26行目	法5条2号, 5号及び6号
133	152頁目17行目3文字目ないし18行目	法5条5号及び6号
134	152頁目23行目ないし153頁目7行目	法5条2号, 5号及び6号
135	153頁目8行目4文字目ないし15行目	法5条5号及び6号
136	153頁目26行目ないし154頁目11行目	同上
137	154頁目13行目ないし156頁目19行目	法5条2号, 5号及び6号
138	157頁目4行目ないし10行目	法5条5号及び6号
139	157頁目11行目ないし158頁目12行目	法5条2号, 5号及び6号
140	158頁目16行目の全て	同上
141	160頁目11行目ないし23行目	法5条5号及び6号
142	160頁目25行目ないし161頁目12行目	同上
143	161頁目23行目ないし163頁目8行目	同上
144	163頁目10行目ないし14行目	同上
145	164頁目19行目ないし165頁目2行目	法5条2号, 5号及び6号
146	165頁目7行目ないし8行目	法5条5号及び6号
147	166頁目16行目3文字目ないし末尾	法5条2号及び6号
148	167頁目4行目ないし24行目	法5条2号, 5号及び6号
149	168頁目4行目4文字目ないし25行目	同上
150	169頁目14行目ないし170頁目7行目	同上
151	170頁目11行目ないし23行目	法5条5号及び6号
152	170頁目24行目ないし171頁目3行	法5条2号, 5号及び

	目	6号
153	173頁目1行目ないし174頁目20行目	同上
154	175頁目5行目ないし14行目	法5条5号及び6号
155	175頁目16行目ないし176頁目4行目	同上
156	176頁目19行目ないし25行目	同上
157	177頁目1行目ないし24行目	法5条2号, 5号及び6号
158	177頁目25行目ないし178頁目2行目	法5条5号及び6号
159	179頁目15行目3文字目ないし末尾	同上
160	180頁目2行目ないし19行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
161	180頁目24行目4文字目ないし181頁目18行目	法5条5号及び6号
162	181頁目20行目ないし182頁目17行目	法5条1号, 2号及び6号
163	182頁目18行目ないし183頁目13行目	法5条1号, 2号, 5号及び6号
164	185頁目2行目ないし186頁目6行目	法5条5号及び6号
165	187頁目9行目ないし188頁目2行目	同上
166	188頁目3行目ないし5行目	法5条2号, 5号及び6号
167	188頁目6行目ないし8行目	法5条1号, 5号及び6号
168	190頁目3行目ないし191頁目18行目	法5条5号及び6号
169	192頁目3行目ないし14行目	同上
170	192頁目26行目ないし193頁目2行目	同上
171	194頁目14行目3文字目ないし末尾	同上
172	194頁目19行目4文字目ないし196頁目24行目	法5条2号, 5号及び6号
173	197頁目9行目ないし198頁目25行目	法5条5号及び6号
174	199頁目11行目ないし17行目	法5条1号, 5号及び6号

		6号
175	199頁目26行目ないし200頁目4行目	法5条2号, 5号及び6号
176	200頁目10行目ないし15行目	同上
177	201頁目14行目3文字目ないし末尾	法5条5号及び6号
178	201頁目15行目3文字目ないし末尾	同上
179	201頁目21行目4文字目ないし203頁目2行目	法5条2号, 5号及び6号
180	203頁目4行目ないし12行目	同上
181	203頁目23行目ないし204頁目4行目	法5条5号及び6号
182	204頁目5行目4文字目ないし10行目	同上
183	205頁目5行目ないし14行目	同上
184	207頁目11行目ないし18行目	法5条2号, 5号及び6号
185	209頁目11行目ないし24行目	法5条5号及び6号
186	210頁目10行目ないし15行目	法5条2号, 5号及び6号
187	213頁目1行目ないし12行目	法5条5号及び6号
188	214頁目1行目ないし17行目	法5条2号, 5号及び6号
189	216頁目11行目ないし18行目	同上
190	218頁目13行目ないし15行目	同上
191	220頁目11行目ないし21行目	法5条5号及び6号
192	221頁目21行目ないし25行目	同上
193	224頁目11行目ないし225頁目7行目	同上
194	225頁目25行目ないし226頁目12行目	同上
195	228頁目2行目ないし18行目	同上
196	229頁目5行目ないし17行目	同上
197	231頁目11行目ないし19行目	同上
198	232頁目8行目ないし23行目	法5条2号, 5号及び6号
199	235頁目3行目ないし10行目	法5条1号, 5号及び6号
200	235頁目23行目ないし236頁目6行	法5条5号及び6号

	目	
201	236頁目8行目ないし21行目	同上
202	237頁目7行目ないし12行目	法5条1号, 5号及び6号
203	237頁目13行目ないし22行目	法5条1号, 2号及び6号
204	240頁目2行目ないし16行目	法5条5号及び6号
205	241頁目2行目9文字目ないし21文字目	法5条2号及び6号
206	241頁目25行目25文字目ないし242頁目7行目	法5条5号及び6号
207	242頁目8行目ないし18行目	法5条2号, 5号及び6号
208	244頁目25行目ないし245頁目9行目	法5条5号及び6号
209	245頁目11行目ないし26行目	法5条5号及び6号
210	248頁目2行目ないし26行目	法5条2号, 5号及び6号
211	249頁目11行目ないし20行目	法5条5号及び6号
212	249頁目25行目ないし250頁目4行目	法5条2号, 5号及び6号
213	252頁目2行目ないし9行目	法5条5号及び6号
214	252頁目19行目ないし253頁目1行目	同上
215	253頁目2行目ないし8行目	法5条2号, 5号及び6号
216	253頁目14行目ないし20行目	法5条5号及び6号
217	256頁目2行目ないし10行目	同上
218	258頁目21行目ないし259頁目9行目	同上
219	259頁目16行目ないし20行目	同上
220	262頁目2行目ないし9行目	同上
221	263頁目1行目ないし7行目	法5条2号, 5号及び6号
222	263頁目8行目ないし13行目	同上
223	263頁目14行目ないし264頁目8行目	法5条5号及び6号

2 2 4	2 6 6 頁目 2 行目ないし 8 行目	同上
2 2 5	2 6 8 頁目 2 0 行目ないし 2 6 9 頁目 4 行目	同上
2 2 6	2 6 9 頁目 1 5 行目ないし 2 3 行目	同上
2 2 7	2 6 9 頁目 2 4 行目ないし 2 7 0 頁目 1 5 行目	法 5 条 2 号, 5 号及び 6 号
2 2 8	2 7 2 頁目 2 行目ないし 2 2 行目	法 5 条 1 号, 2 号, 5 号及び 6 号
2 2 9	2 7 3 頁目 1 行目ないし 3 行目	法 5 条 5 号及び 6 号
2 3 0	2 7 5 頁目 3 行目ないし 1 3 行目	同上
2 3 1	2 7 8 頁目 1 行目ないし 6 行目	同上
2 3 2	2 7 8 頁目 8 行目ないし 1 3 行目	法 5 条 2 号, 5 号及び 6 号

- (注) 1 頁数については、文書 1 の 1 枚目を 1 頁目として数える。
- 2 行数については、空白行及び罫線のみが行がある場合は、当該空白行等は行数に数えない。
- 3 文字数については、句読点、半角の英数字及び記号は 1 文字と数え、空白及び罫線は数えない。